

とも家事コンテスト開催等及びとも家事啓発動画作成業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が発注するとも家事コンテスト開催等及びとも家事啓発動画作成業務（以下、「委託業務」という。）を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

とも家事コンテスト開催等及びとも家事啓発動画作成業務

2 業務の目的

男性の家事参加率の遅れ（家事労働時間が女性に偏っていること）は、少子化の要因の一つであると考えられていることから、男性の家事参画への意識醸成や技術の習得が必要であるため、とも家事※コンテスト（以下、「コンテスト」という。）の開催や、普及啓発動画（以下、「動画」という。）を作成・公開し、県全体のとも家事への理解促進・意識啓発・具体的な行動につなげていくことを目的とする。

※とも家事の定義：みんなで家事をシェアすること（「みんな」には、パートナーや家族だけでなく、時短食材、便利家電、家事代行サービス等の活用も含む）。

3 委託予定期間

契約締結の日から令和6（2024）年3月29日まで

4 業務の内容

（1）コンテストの開催

ア コンテストの概要

以下のとおりとも家事に関する写真又は動画を募集し、入選作品を公表する。

<概要>

作品募集期間 令和5（2023）年11月1日（水）～11月30日（木）（予定）

一般投票期間 令和5（2023）年12月上旬（予定）

結果発表 令和5（2023）年12月下旬（予定）

受賞者表彰式 令和6（2024）年3月下旬（予定）

入選作品 9点

※応募者は、4（2）の啓発動画や甲ホームページ等で使用する目的で、甲（甲が許可した第三者を含む。）が応募作品を入選の有無にかかわらず無償かつ無期限に使用、掲載、転載、公衆送信などすることを了承するものとする。

※500作品以上の応募を目標とする。

イ コンテスト事務局の運営

乙は、コンテスト事務局として以下の業務を行うこと。

- (ア) 応募作品のデータ及び応募者の個人情報の収受及び管理
- (イ) 応募者からの問い合わせ対応及び入選者との連絡調整（コンテスト入選者表彰式の被表彰者の旅費の支払い含む。旅費の算出は栃木県旅費規程に準拠すること。）
- (ウ) 入選者への記念品の手配

乙は、コンテスト入選者に贈呈する記念品を購入し、コンテスト入選者表彰式までに納品する（納品日時、場所等の詳細については、甲が別に指定する。）。

なお、記念品の選定は事前に甲の確認を受けた上で行うこととし、それらの購入金額については、以下を参考とすること。

＜記念品＞	
グランプリ	1点（70,000円程度）
準グランプリ	1点（50,000円程度）
とも家事賞	1点（30,000円程度）
ゆとり時間創出賞	1点（30,000円程度）
名前のない家事賞	1点（30,000円程度）
入選	4点（10,000円程度@1点）

- (エ) 本コンテスト全体の応募作品数の集計及び随時報告
- (オ) 一般投票の集計及び随時報告
- (カ) 一般投票協力者の情報収集及び管理（記念品を贈呈する一般投票協力者※の選定を含む）
※記念品を贈呈者は20名程度
- (キ) 一般投票協力者への記念品手配

乙は、一般投票協力者に贈呈する記念品を購入し、コンテスト入選者表彰式までに納品する（納品日時、場所等の詳細については、甲が別に指定する。）。

なお、記念品の選定は事前に甲の確認を受けた上で行うこととし、記念品の購入金額については、1,000～2,000円程度とする。

- (ク) 入選作品の本人確認作業
- (ケ) データ納品（データをCD-R等に保存したものを成果物として2枚納品すること。）
- (コ) 乙が実施するコンテスト審査会の外部審査員に対する謝金の支払い作業（謝金についてはコンテスト事務局運営費用から支出すること。）

ウ Web ページの制作・運営

本コンテスト等に関するWebページ群を別紙1のとおり構築すること。

なお、構築した各Webページはとちぎの全ての女性のための活動応援ナビ「TOCHIGI WOMAN NAVI」(<https://www.tochigi-woman-navi.jp/>)（以下、「ウーマンナビ」という。）に格納することとし、必要に応じてウーマンナビ運営・保守管理委託事業者とサブドメインの設定等の調整を行うこと。

また、各 Web ページは、パソコン及びスマートフォンでの閲覧に最適化させること。

エ コンテストの広報

作品募集期間中にコンテスト開催に関して、最低 2 回「PR TIMES」等を活用した広報活動を実施すること。

(2) 動画の作成・公開

ア 動画の仕様

動画の内容及び構成は次の内容を参考に、乙からの提案がある場合はその内容を甲乙協議して掲載する。なお、(ア)、(イ)、(ウ)には、4(1)で募集のあった写真や動画を使用すること。

(ア) ロング動画(8分程度) 1本

テーマ	内容
とも家事の普及啓発	4(1)のコンテスト入選者(3~4名を想定)に家事分担で心がけていることなどについてインタビューを行う。

※入選者には記念品が贈呈されるため、改めてインタビューに関する謝礼金は計上しないこと。

(イ) ショート動画(2分程度) 3本

テーマ	対象	内容
【初級】 とも家事機運醸成編	普段、家事を行っていない人向け	(男性が)家事に目覚めたきっかけなどを紹介
【中級】 ゆとり時間創出編	とも家事に取り組んでいる人向け	ラク家事、時短テクニックなどを紹介
【上級】 名前のない家事編	とも家事が相当程度進んでいる人向け	家庭での家事分担のコツなどを紹介

(ウ) 広告動画(15秒) 1~3本

配信対象(想定)	内容
普段、家事を行っていない人向け	動画を視聴した結果、検索エンジン等で「とも家事」又は「とも家事関連ワード」の検索意欲の向上につながるもの。 ※YouTube 広告用動画を想定

(エ) データ形式: MP4 等

(オ) 画面縦横比: 16:9

(カ) サイズ 1,920×1,080 以上

イ 動画の作成

(ア) 企画、取材、素材収集・作成、撮影、編集等動画制作、動画の掲載に係る一切の業務について実施すること。

(イ) 編集後の動画案制作後、甲による校正機会を設けること。

(ウ) 単にとも家事の概要について説明するのみでなく、動画視聴者に対し、家事分担の重要性や

利点についての理解を促したり、自身の対応等について課題提起を行うなど、内容について工夫すること。

ウ 動画の掲載先（予定）

YouTube の栃木県公式チャンネル (<https://www.youtube.com/user/TochigiPref>) 及びウーマンナビ並びにとも家事普及啓発ページ。

※ウーマンナビ掲載に当たっては、当該サイトの運営・保守管理委託事業者と調整等を実施すること。

エ 成果品の提出

(ア) 配信用 動画データ 1部

(イ) 再生用 DVDディスク 5部（盤面印字含む）

5 その他

(1) 業務責任者等の通知

委託契約後、乙は業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、甲に書面で提出するものとする。

(2) Web ページ及び動画制作の留意事項

Web ページ及び動画の制作に当たっては、別紙2「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」の該当する項目に留意すること。

(3) 成果物に関する権利の帰属等

ア 著作権等の取扱い

(ア) 本業務にて制作した動画データ、各種素材等の成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）等は、甲に帰属するものとする。

(イ) 本事業の実施に当たりイラスト、写真、BGM 等第三者が権利を有するものを使用する場合、乙において、第三者との間で発生する著作権、肖像権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担等に係る一切の手続きを行うこと。また、契約期間の終了後も著作権等の問題が発生しないよう、必要な手続きを行うこと。

(ウ) 乙は、本業務により自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。

イ 二次使用について

甲は、成果物について、受託者に許可を得ることなくインターネット上も含めて二次使用できるものとし、乙はそのために必要な手続きを行うこと。本業務の成果は甲に帰属する。

また、本業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合には、乙の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

(4) 第三者への委託

乙は、委託業務を自ら実施するものとする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

(5) 完了報告書の提出

乙は、委託業務を完了したときは、10 日以内に甲に対して業務完了報告書を提出するものとする。業務完了報告書には、実施した事業の実績報告書に写真及び配信動画データを保存したメディア（CD-R 等）を含むものとする。

(6) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、事業完了検査後の精算払とする。

(7) 機密保持及び個人情報の保護

本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別途甲が示す「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。

(8) 証拠書類等の保管

乙は、本委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、令和 10（2028）年度末日まで保管しなければならない。また、甲の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

(9) その他

本仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

別紙 1

Web ページの構成等

No	名称	内容	公開時期※
1	とも家事普及啓発ページ	・とも家事の概要（検索エンジン等でとも家事やとも家事関連ワードを検索した際に当該ページが検索結果上位に表示されるように工夫すること。）	優先 2
		・ 4（2）で作成した動画	
		・ 作品募集用ページ及び結果掲載ページのリンク	
2	作品募集ページ	・ コンテスト募集要項（募集要項については甲が作成する。）	優先 1
		・ 応募フォーム（応募フォームの構成は別表 1 のとおり。）	
		・ 応募作品ページのリンク	
3	応募作品ページ	・ 募集要項に適合した応募作品及び応募者	優先 3
		・ 一般投票用の投票機能（投票機能の構成は別表 2 のとおり。）	
4	結果掲載ページ	・ 入選作品及び入選者	優先 3

※優先 1：作品募集開始前に構築・公開する。

優先 2：作品募集開始前に構築・公開することが望ましい。

優先 3：一般投票開始前までに構築・公開する。

別表 1

応募フォームの構成

No	項目	形式	選択項目（仮）
1	氏名	入力	—
2	ふりがな	入力	—
3	郵便番号	入力	—
4	住所	入力	—
5	年齢	選択	～9歳、10代、20代、30代、40代、50代、60代、70代、80歳～
6	電話番号	入力	—
7	メールアドレス	入力	—
8	応募部門	選択	とも家事初級部門、とも家事中級部門、とも家事上級部門
9	作品題名	入力	—
10	ふりがな	入力	—
11	作品紹介	入力	—
12	作品アップロード機能	—	—

別表 2

投票機能の構成

No	項目	形式	備考
1	氏名	入力	記念品抽選希望者のみ入力することを想定
2	メールアドレス	入力	記念品抽選希望者のみ入力することを想定
3	投票機能	選択	手間なく投票可能な機能とする。

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定期的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県 Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 「本業務用Google Analytics」で施策効果を取得するため、栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うこと。

- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること

5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo! Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEO対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。